

太田市特定空家等判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び太田市空家等対策の推進に関する条例（平成27年太田市条例第52号）に基づく措置その他の空家等対策について、庁内関係各課が連携して対応するため、太田市特定空家等判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、協議会に報告するものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定する特定空家等の判定に関すること。
- (2) 空家等対策に係る各課等の事業・制度の情報共有、実施調整等に関すること。
- (3) 法第14条1項から第9項までに規定する特定空家等に対する措置の内容に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める委員長、副委員長及び委員により構成する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、会議に出席できないときは、その所属する部署の別の職員を代理として会議に出席させることができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市政策部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1	委員長	都市政策部長
2	副委員長	都市政策部副部長
3	委員	危機管理室長
4	委員	資産税課長
5	委員	環境対策課長
6	委員	農業政策課長
7	委員	都市計画課長
8	委員	建築指導課長
9	委員	道路整備課長
10	委員	道路保全課長
11	委員	消防本部予防課長
12	委員	まちづくり推進課長